

別添

第4回
施設整備マニュアル改訂に係る検討部会

議 事 録

日 時：2023年5月26日（金）午前10時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第4常任委員会会議室

1. 開 会

○事務局（児玉企画調整担当課長） 本日は、大変お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

定刻より若干早いですけれども、皆さんおそろいですので、ただいまから第4回施設整備マニュアル改訂に係る検討部会を開催いたします。

私は、冒頭の進行を務めさせていただきます事務局の保健福祉局障がい保健福祉部企画調整担当課長の児玉でございます。

本日は、多くの方に対面でお会いできまして、大変うれしく感じております。どうぞよろしく願いいたします。

この部会は、第12期札幌市福祉のまちづくり推進会議において設置されました札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの改訂に関する検討を行う部会でございます。

本日は、12月に引き続き、4回目の部会でございます。整備基準の見直し案や施設整備マニュアルの改訂案などを議論していただきたいと考えております。

委員の皆様には、ぜひ活発なご意見、意見交換を行っていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、事務局より、委員の皆様の出席状況についてご報告させていただきます。

本日は、部会委員の皆様11名中9名が出席となっております。欠席は今委員と宮崎委員となっております。

したがって、出席者が過半数に達しておりますことから、福祉のまちづくり条例施行規則第15条第4項に準ずる同第10条第3項によりまして、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

また、札幌地区バス協会の野川祐次委員は、人事異動により退任され、令和5年1月から、新たに今武委員が就任されておりますことをご報告させていただきます。

なお、本日、今委員は欠席となっております。

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

障がい福祉課事業計画担当係長の佐々木でございます。

事業計画担当の木内でございます。

また、施設整備マニュアル改訂業務を受託いただいております日本データサービス株式会社の方2名も参加しております。

以上、よろしく願いいたします。

それでは、以降、会議の進行につきまして、石橋部会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

2. 議 事

○石橋部会長 石橋です。皆様、おはようございます。

それでは、ここから進行を務めさせていただきますと思います。

冒頭に事務局からもご案内がございましたけれども、ご発言の際には、発言者、発言内容が分かるよう、なるべくゆっくりお話ししていただけますとありがたいです。

それでは、議題の一つ目に入っていきたいと思います。

12月に開催されました第3回施設整備マニュアル改訂に係る検討部会に引き続いて、整備基準見直し案について検討をしていきたいと思います。

前回の会議では、整備基準を変更する項目や新たな基準、具体的な規則改正に関する新旧対照表についてご了承いただきました。

今日は、さらに文言整理が必要と判断されました規則に関する新旧対照表を提示させていただきます。

それでは、事務局からご説明をよろしくお願いたします。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） それでは、事務局より、整備基準の見直し案についてご説明いたします。

それでは、資料1、整備基準見直しに係る新旧対照表（案）をご用意ください。

改めまして、ご説明させていただきますが、整備基準見直しの目的といたしましては、札幌市福祉のまちづくり条例の主要な整備項目である廊下、トイレなどの遵守状況が3割程度である500平米未満の小規模民間公共的施設におけるバリアフリー化を促進していく必要があるところでございます。

これらを踏まえました整備基準見直しの方向性といたしましては、施設内の通路、廊下等の幅、傾斜路の幅、トイレの広さなど、より建築主等が対応しやすい基準になるよう、500平米未満の小規模建築物における整備基準の変更を検討していくこととしており、併せて、札幌市福祉のまちづくり条例よりもバリアフリー法の基準が高いねじれ現象が生じている項目の是正につきまして、9月に開催されました第2回部会、12月に開催されました第3回部会におきまして、見直しの項目や基準、具体的な新旧対照表について、ご了承いただいたところでございます。

今回は、さらに検討を進めました結果、国の考え方に沿うなど、文言を見直す必要が生じたものがございましたので、文言整理をさせていただきました。

具体的な新旧対照表を作成いたしましたので、各条文につきましてご説明させていただきます。

資料1-1から資料1-7までは、以前、ご説明させていただいたものをご参考までに再掲しておりますので、資料1-8をご覧ください。

まず、こちらは、7番、障がい者、高齢者が円滑に利用できる経路、利用円滑化経路に係る項目でございます。

右側が現状の条文となっております、「利用円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターを併設する場合を除く」と記載されております。

こちらにつきまして、国の建築設計標準の表現に倣いまして、エレベーターのみならず「傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く」というふうに、「その

他昇降機を」という文言を追加しております。

次に、資料1-9に移ります。

こちらにつきましては、8番の視覚障がい者利用円滑化経路についての条文でございます。

右側には、「建築物又はその敷地に当該建築物の案内所又は案内設備（以下、『案内所等』という。）を設ける場合、道等から案内所等までの経路（不特定多数の者や主に視覚障がい者が利用する経路に限る。）の1以上、視覚障害者利用円滑化とする。ただし、次の経路の場合を除く」と記載されております。

こちらにつきましては、「建築物又はその敷地に当該建築物の案内所又は案内板その他案内設備（以下『案内所等』という。）」という形で、「案内板」を追加しております。これまで、「案内設備」という表現で曖昧なものであったものから、具体例を追加して分かりやすい表現としております。

次に、資料1-10をご覧ください。

こちらは、洗面所の項目となっております。

右側の現状の条文では、「洗面器の1以上には、手すりを設け、かつ、障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具を1以上設けること」としております。

左側の新しい文言には、「男女の別があるときはそれぞれ洗面器の1以上には、両側手すりを設け」という形で、「男女の別があるときはそれぞれ」と「両側」という文言を追加することで、誤解のないような表現としております。

次に、資料1-11をご覧ください。

こちらは、観覧席及び客席の条文となっております。

現状の条文を読み上げさせていただきます。

「別表11の項第3号、第4号及び第12号に掲げる施設に多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する観覧席等を設ける場合には、そのうち2以上（観覧席等の総数が200を超える場合にあっては、当該総数に100分の1を乗じて得た数以上）を、車いす使用者用の区画（以下『車いす使用者用席』という。）にしなければならない。ただし、構造上当該数とすることが著しく困難であり、かつ、車いす使用者が円滑に観覧できる措置を講じた場合は、この限りでない」と記載されております。

こちらは、ただし書きを削除した形で、新たな文言を検討しております。

こちらの意味合いといたしましては、ただし書きの後段、「車いす使用者が円滑に観覧できる措置」と記載されておりますけれども、例えば、施設の従業員等が車椅子使用者に対して一般の観覧席への着席、離席を介助する場合などが想定されるかと思いますが、実務上、設計における協議の段階では判断しかねるものでございますため、これにより、事業者の地位も不安定になるおそれがありますことから、こうした曖昧な表現、ただし書きを削除したところでございます。

次に、資料1-12をご覧ください。

こちらは、券売機、自動販売機及び現金自動預入・支払機（以下、「券売機等」という。）の項目でございます。

現状は、「車いす使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に十分な空間を確保すること」と記載しております。

こちらにつきまして、新たな文言案では「ただし、券売機等の構造上、空間の確保が困難なものにあっては、この限りではない」というただし書きを追加しております。

この趣旨といたしましては、例えば、飲料等の自動販売機につきましては、構造上、下部に空間を確保することが困難なものもございするため、ただし書きを追加させていただいたところでございます。

最後に、資料１－１３をご覧ください。

こちらは、緊急避難施設に係る記述となっております。

現状の文言では、「別表１１の項第７号に掲げる施設（床面積の合計が３，０００平方メートル未満のものを除く。）並びに同項第１０号及び第１１号に掲げる施設に設ける緊急避難施設は、次に掲げるものでなければならない」としております。

こちらについては、もともと、こちらの趣旨が緊急避難設備に関する内容を記載してあるものでございましたので、文言の誤りとして「施設」を「設備」に変えさせていただいたところでございます。

以上でございますが、あくまで現時点の内容でございまして、今後、市役所の法制担当とも協議していく中で、さらに文言の見直しを要するものも出てこようかと存じますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

以上で、議題１の説明を終わります。

○石橋部会長 それでは、今、ご説明していただきました資料１の特に資料１－８以降について、ご意見、ご質問等があればお受けしたいと思います。

いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○石橋部会長 そうしたら、お気づきの点や質問がございましたら、また後でお受けすることといたしまして、ここでは事務局案のとおり進めていくこととしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○石橋部会長 ありがとうございます。

それでは、議題２、施設整備マニュアル改訂案についてという本日の一番重たい議題に入ります。

改訂業務を受託いただいております日本データサービス株式会社のご担当から、施設整備マニュアルの改訂案について、主に資料２を使ってお話をさせていただきたいと思っております。

よろしくをお願いいたします。

○日本データサービス（山下） 日本データサービスの山下と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の資料では、12月の第3回検討部会以降、修正した部分を説明させていただきたいと思ひます。

変更になった理由や根拠というのは大きく三つございまして、一つ目が前回の12月の検討部会のご意見を基に修正した部分、二つ目に、今年2月に設計者への意見聴取の指摘を基に修正した部分です。これについては、お配りした資料3の設計者からの意見聴取対応表に、対応した部分をリストアップしております。この部分についても、資料2を中心に説明しますが、こちらとの関係も併せて説明させていただきたいと思ひます。

それから、今の二つ以外に変更になる理由としては、事務局が適宜適切として判断して修正したものになります。

そして、検討部会と、設計者意見聴取のご指摘で修正した部分について、駆け足にはなるとは思ひますが、その旨を触れながら説明したいと思ひます。

また、資料2の中で、修正箇所には主に黄色マーカーで示しておりますほか、図の更新や写真の追加もございまして、これについても、主要な変更点として説明を進めていく中で触れていきたいと思ひます。

それでは、早速、資料2のⅡの整備基準と解説を説明させていただきたいと思ひます。

81ページからになります。

修正部分が黄色で示されております。

この1個目の黄色は整備基準で、括弧書きの「整備基準の解説で求めている内容を含む」という文が入っています。これは、この先、表の中で基準について数値が与えられているものと、それ以外に解説の部分で数値が与えられているものとに分かれており、従前だと、図中の黒丸は基準だけという説明だったのですが、今回、それに関する解説について数字を出しているものについても図の中で黒丸を示して、要は、これについても整備基準から来る解説に基づいて求めるものとして入れますよということを表示しております。

それから、マーカーでは書いていませんが、81ページの下の手すりの寸法のところに空白の枠をつくっております。これについては、前回の部会の中で、例えば、施工する場合に、手すりの寸法を内々で測る場合と芯で測った場合の使い分け等、分かりにくくならない配慮を、このマニュアル全般を通して説明をすべきだというご意見を伺った上で、そういう認識をしております。ですので、今、表現の仕方は検討中になりますが、この部分でそのことについて触れるため、スペースを空けさせていただいております。

それでは、次に参りたいと思ひます。

84ページをご覧ください。

この下半分のところにマーカーがついています。

タイトルとして、利用円滑化経路の判断の整備基準としておりますが、従前では、道等までの経路の整備が必要な利用居室というタイトルでした。しかし、ここでは、利用円滑

化経路として整備すべき場所のことを指しており、そのことをストレートに伝えるタイトルがいいのではないかとということで、修正をしました。これに伴い、この図の中の黒い矢印の部分を「利用円滑化経路」という表現で統一することとしました。

続きまして、87ページをご覧ください。

この表の中の上の敷地内の通路の一般基準の解説の冒頭に、マーカーで「外部出入口を境に『敷地内の通路』と『廊下等』に分かれる」とありますが、この部分は、最初の敷地内の通路と廊下の関係の解説を分かりやすくするために追加させていただいております。

それから、従前の資料と全体の構成が少し変わっております、この87ページの表の上のオレンジ色のタイトル欄のところ、横から、整備項目、整備基準、解説、望ましい整備となっておりますが、前回までは、この解説と望ましい整備が逆になっておりました。今回、整備基準の隣に、即した形の解説ということで、この位置関係に組替えをさせていただいておりますことをご了承いただければと思います。

それから、この望ましい整備の下その他に、「屋外の通路が50mを大きく超える場合」と書いてあります。これは、資料3の設計者意見の4番のご指摘に対応するものでして、ベンチを設置する際の通路の長さについて、以前は具体的な数字を示してはなかったのですが、それを具体的に示すという形で修正を加えさせていただいております。

続きまして、90ページをご覧ください。

表の中の回り段の禁止の解説で、視覚障がい者の方にとって回り段が危険な理由について、このマーカーのところで、こういうことで危険であるというような解説を加えさせていただいております。

続きまして、91ページをご覧ください。

この敷地内通路の図ですが、赤点線の中の視覚障害者誘導用ブロックの敷設の仕方を変更させていただいております。

従前は、階段になっている部分の上も下も全部ブロックを敷き詰めておりましたが、今回は、階段の下については、視覚障がい者の動線部分に配慮をする形で、そこに限定して敷くこととして、動線的に混乱しないようにということで修正をさせていただいております。

続きまして、92ページをご覧ください。

戸の構造の望ましい整備になりますが、これまでアルコーブについての記述がなかったので、追加をさせていただいております。

また、整備基準の中のウの項目の望ましい整備に当たっては、前回の部会のご指摘を踏まえて、「フットレスト」としていたところを「フットサポート当たり」と修正をさせていただいております。

続きまして、93ページをご覧ください。

中段のところに、アルコーブの例、図がありますが、この寸法の解説については、資料3の5番になりますけれども、設計者からのご指摘を受けて修正をしました。

また、その二つ右側隣に段差解消の例という図がありますが、これについても、今回新たに、この「2 cm以下」という表記を解説して追加しております。

続きまして、94ページをご覧ください。

廊下の一般基準の解説冒頭部分に黄色マーカーした解説を追加しております。

これも、先ほどの敷地内の通路と廊下等の関係について触れているということで、事務局で判断して加えたものになります。

それから、94ページの下の手すりの設置の解説に、「『必要に応じ』とは」云々と書いてあります。以前までは、これの具体的なものは何だろうかというご質問やご指摘がございましたので、これに対する答えとして、この案として入れさせていただいております。

続きまして、95ページをご覧ください。

表の中の廊下幅の解説に、アルコーブに関する説明を追加しました。

また、ページ中段の「車いすフットサポート当たりの設置例」についても、前回部会でのご指摘を踏まえて、このタイトルを改めさせていただいております。

それから、その右下に、図として直角になっている廊下の図がございますが、こちらは設計者のご指摘ということで、資料3の6番、7番に対応していますが、角の部分、内側のほうに直角に曲がっていたものを少し面取りしたほうが良いというご指摘があったので、これを反映して、そのような図に変えさせていただいております。

それから、96ページをご覧ください。

上の傾斜路一般基準の解説のところまでして、資料3の8番になりますが、傾斜とみなす勾配について分かりにくいということで、設計者からのご指摘を基に、このような解説を加えさせていただいております。

また、整備項目の傾斜の識別の望ましい整備については、資料3の9番目になりますが、設計者からの指摘により、傾斜の識別のための具体的な内容について追記をさせていただきました。

その下の始末端部、縁端の構造の望ましい整備についても、設計者からのご指摘がございまして、これ以外にも実際に手すりを設ける場合もあるということで、マーカーのとおり、「35 cm以上の立ち上がりを設ける」という文言を追加させていただいております。

続きまして、97ページをご覧ください。

表中の傾斜の幅、勾配、踊り場の設置の望ましい整備について、黄色マーカーで示しておりますが、ここに、「主要な経路以外でも」という文言が入っております。この場合についても、補足する形で解説を追加させていただいております。

続きまして、100ページをご覧ください。

下段に、エレベーターのマークという図がございますが、今回、これを追加させていただいております。

それから、101ページをご覧ください。

表の中の鏡の設置の解説で、取付け高さについて、「鏡下端高さは40 cm程度」とい

うことで、具体の数値を追記させていただいております。

続きまして、103ページをご覧ください。

階段になりますが、上の一般基準の解説につきまして、この階段の対象外とするもの、それから、必要に応じて踊り場に手すりをつけるケースについて、マーカの部分で解説を加えさせていただいております。

また、踏面、けあげの仕様について、前回の部会で色分けの必要性等についてご指摘がありましたので、これも反映させていただいております。

また、下の回り段の禁止についても、マーカ箇所、やむを得ず回り段を設ける場合にはこういう条件でということで、「最小寸法を30cm以上」云々という形で追加をさせていただいております。

続きまして、104ページをご覧ください。

下側のマーカがついている部分は、前回の検討部会でのご指摘を反映して、階段の図に色分けの仕方や足が引っかかりやすい構造を避けることなどの文言を追加させていただいております。

続きまして、105ページをご覧ください。

上段の階段形式の例の図ですが、このマーカ箇所にありますように、以前は解説がなかった部分を補足という形で解説を加えさせていただいていることと、これまでなかったのですが、一番右側にらせん階段を形式の例として加えさせていただいております。

続きまして、106ページをご覧ください。

ここから、便所の話になります。

この便所の全体の話で、前回の部会で便所と便房という言葉があって分かりにくいのではないかという趣旨のご指摘があったと思いますが、これについては、事務局で国の建築設計標準等を調べ、便房とは、便器を仕切り壁で取り囲まれたブース、個室のようなものであるという認識で、便所とは、便房が集合して、かつ、手洗い場所などが合わさった全体的な空間という認識になるのかなと考えております。ですので、そのような使い分けを行うこととさせていただきます。

また、従前まで、マニュアルの中でトイレと表現された言葉については、全て便所という表現に統一を図ることとさせていただいております。

その中で、改めて106ページをご覧いただきたいのですが、整備項目の表の中の車椅子使用者用便房の数の解説については、床面積2,000平米以上では電動式車椅子に配慮した寸法とする旨を加えさせていただきました。

また、整備基準のイに対応する解説と望ましい整備のところに、オストメイト用設備に関する記述を入れさせていただいております。

また、下の(2)の腰かけ便座の設計の解説につきましては、便房の設置位置について、記述を追加させていただいております。

続きまして、107ページをご覧ください。

表の中の便房内の空間の解説につきまして、「2, 000㎡以上の建築物では、電動式車椅子が回転できる径180cm以上を確保する」と追記させていただいております。

続きまして、108ページをご覧ください。

この図の右上の便房の例2で、資料3の14番に当たりますが、設計者のご指摘を受けて、寸法数値に側壁内側の寸法の計測箇所を明記するような形にしました。

また、このページの下でタイトルをマーカーしておりますが、今回、床面積2,000平米以上の建築物に必要な便房の図を追加させていただいております。

続きまして、110ページをご覧ください。

このページは、先ほど解説に入れておりましたオストメイト対応の例ということで、これは、国の建築設計標準なども参照して、新しい図面などに全面的に差し替えさせていただいております。

その中で、右下にマーカーでタイトルがございますが、通常の場合のオストメイト対応の便房と、このオストメイト用の簡易型便房のケースも図として追加させていただいております。

続きまして、111ページをご覧ください。

こちらは、上では便所のサインの例、それから、その中段、個別機能を備えた便房の表示例として、ピクトグラムの図や整備例の写真を追加させていただいております。

続きまして、112ページをご覧ください。

表の中の乳児用椅子、乳児用ベッドの解説に、資料3の15番、16番に当たりますが、設計者からの意見に対応する形で、椅子の配置やスペースの取り方について、もう少し詳しい文言を追加いたしました。

○石橋部会長 説明が長くなっておりますので、トイレのところまでで、一旦、切らせていただいて、ここまでで委員の皆様方から質問やご意見がございましたらお受けしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○増田委員 増田でございます。よろしくお願いいたします。

難病患者の立場で出席させていただいております。

施設整備の基準の見直しに向けた取りまとめは、大変ご苦労だったと思います。本当にありがとうございました。

質問ではございませんけれども、資料1-1、整備基準見直しに係る新旧対照表（案）について、少しだけお話しさせていただきます。

トイレ内にオストメイト用の設備を設けることについて入れていただきましたことを、本当にありがとうございました。

本当に先日、日本オストミー協会北海道支部の皆様と歓談することがありまして、いろいろなお困り事のお話を聞かせていただきました中で、コンビニ、スーパーなどの市内の小規模施設の設備について、全く進んでいないのではないかという声がありました。

トイレの利用を控えざるを得なかったということ、オストメイト用の設備のない一般の

トイレを利用したが、その後、自宅に帰ってからお腹を洗ったり拭いたりしたという話を聞きました。

今後、施設整備基準にこのことを盛り込んでいただくことは大変意義のあることだと私は思っておりますし、多くの方に住みやすい社会になるようにと思っておりますので、一言だけ追加させていただきます。

○石橋部会長 今のご意見は、今回の文言の中で、オストメイトの方に対しての配慮が加わったことについて、前向きに評価していただいているということによろしいですか。

○増田委員 そういうことです。

○石橋部会長 ほかにご意見はございませんか。

○浅香委員 111ページの写真やピクトの絵ですけれども、大きさや、表示する高さについて、何か書きどころはあるのでしょうか。

全部見ていないものですから分からないのですけれども、例えば、写真でいうと左上のドアにでっかい車椅子のマークや、横にいろいろなマークがあったりして、いいかなと思うのです。逆に、右下のトイレは、えらい高いところに車椅子のマークがあったりするので、何かこういうところも設けたほうがいいのかと思うのです。

○石橋部会長 まずは、日本データサービスのご担当から、サインの掲示のマニュアルについて、何か書いているかどうかといったご説明はありますか。

○日本データサービス（山下） これにつきましては、今、トイレというところであったのですが、実は、137ページに、案内表示全般ということで解説文がございまして、例えば、望ましい整備の中で、「案内板は、各フロアに設けることが望ましい」や、2番目の下のほうに、「掲出高さは、視点から見上げた角度が小さく、かつ目線の低い車いす使用者にも見やすい高さとするです」とか、その下で、視覚障がい者への配慮ということで、「掲出高さは、弱視者が接近して読むことができる位置、見やすい高さとする」というようなところを提示する形になっております。

今、ご指摘の直接読み取れないという部分ももしかしたらあるかもしれないので、その辺りの見せ方は、また、今後の検討になるかなと思います。

○浅香委員 例えば、今、大通西11丁目の公衆便所を改築するというので、いろいろ意見を言わせていただいたのです。男女のマークにしても、高さが本当にこのぐらいしかないとか、車椅子マークも本当に十数センチメートルぐらいしかないものですから、逆に、デザイン的に、男女のピクトの大きさをもう等身大ぐらいにしてくれと申し上げました。新しい国立競技場がもう理想的なものなのですが、それを採用していただいて、今、これから直してもらおうところなのです。

また、中に入ったときには、男女別の障がい者向けのトイレがあるのですけれども、そのマークもできるだけ大きくしてほしいと要望して、大体、そうしていただくことになったものですから、ある程度、東京2020の障がい者向けの配慮に則した面も採用していただければいいかなと感じました。

○石橋部会長 今、おっしゃっていただいたご意見というのは、例えば、111ページの写真で言いますと、左上の多目的便房であれば、比較的分かりやすさといった点では「グッド」、いい例であると言えると思うのですが、右下の例については、「もう少し」と工夫はないかというふうな話があるわけですね。

ですから、例えば、同じ写真を採用するにしても、なるべくよい例を掲載して、どこがいいのかといったところを、もう少し文言で解説をしていただくような工夫をしたら、このマニュアルを見ていただいた方が、なるほど、ここを見たらいいのねといった理解を進めていただくことができるのかなと思います。

サインの掲示の方法については、たしか交通エコモ財団がマニュアルとして結構ちゃんとした本を出されていますので、可能であれば、そういったところからの引用やご紹介をされるのはいかがでしょうか。交通エコモ財団は国交省の外郭団体ですし、比較的安心できるのかなと思いますので、そういういい考え方を示しているものについては、このマニュアルの中で積極的にご紹介をするというやり方もあるのかなと思いました。

ほかに、委員の皆様方からご意見はございませんでしょうか。

○守谷委員 今の浅香委員の意見に敷衍させていただきますが、サイズ、高さ、大きさも含めて、色ですね。色覚障がい、2型という緑色と赤色の区別ができない人が統計的には男性で50人に1人、女性は遺伝性が少ないので何千人に1人というふうに聞きました。ですから、色に対するピクトグラム及びデザインの配慮というものも工夫していただきたいなと思っています。どの色がいいかどうか、主に赤色と緑色になったりするような気がしますけれども、その辺も総合的に見て検討していただければと思っています。

もっと詳しくご説明したいのですが、私は知識がないので、その辺です。

○石橋部会長 まず、サインの色についての配慮は、このマニュアルの中にはどういうふうに示されますでしょうかという問いかけだと思うのですが、事務局、いかがでしょうか。

○事務局(佐々木事業計画担当係長) それでは、事務局からご説明させていただきます。

ご指摘のございましたとおり、色覚障がいの方に対する配慮というものは非常に重要な課題だと認識してございます。

そこで、今回の改定に当たりましては、ページをおめくりいただいて、168ページからの大項目のⅢ番の関連資料の169ページに、CUD、いわゆるカラーユニバーサルデザインの考え方について掲載したいと考えております。

内容については、現在、調整中でございます。札幌市では、広報部でカラーユニバーサルデザインのガイドラインというものを作成しておりますので、その中の概要の部分をこちらに掲載して、詳しくはそのガイドラインをご確認いただくというような形で考えております。

私も、今、見て気づいたのでありますが、この111ページの車椅子トイレの画像は、たしか国の建築設計標準から画像を引用させていただいたと思うのですが、守谷委員のお

っしゃるとおり、緑色と赤色は色が潰れてしまう構成となっておりますので、こちらは別の画像に差し替えを検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○石橋部会長 まず、札幌市のサインの考え方は、巻末に、別途、取りまとめされていますということでした。そして、今、守谷委員がおっしゃったとおり、明暗の差を大きくするといったところが大きな考え方だと思いますので、このガイドラインには、その辺の大きな考え方のポイント、要点を掲載して、詳しくは札幌市が別に取りまとめたものを見てくださいねという形にしたいといった話だと思います。そうしないと、どんどん分厚くなってしまって、今度は利用するとき大変になりますので、そういう整理をしたいというふうな声だと思います。

ほかに、委員の皆様方からご意見はございませんでしょうか。

そうしたら、僕からよろしいですか。

3点あるのですけれども、まず、今日は第2章のご説明だったのですけれども、第1章についてのご説明や、この辺の内容の改訂というのは今回はどうなっていますか。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 今回は、第1章と第3章につきましても、当初のものから改訂させていただいております。

○石橋部会長 その中身の確認というのは、今後、行う余地はまだあるというふうに考えてよろしいですか。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 今回、資料を送らせていただいてからお時間が大分少なかったものですから、後ほど、期限についてご説明差し上げたいと思うのですけれども、この会議が終わった後でも、第1章、第3章など全てを通じて、もしお気づきの点などがございましてご連絡いただけましたら修正などには応じることが可能です。

○石橋部会長 分かりました。

そうしたら、第1章については、今後ご意見募集ということで理解をいたしました。

次に、2点目です。

細かいところの確認になりますが、93ページの真ん中の図のところアルコーブの例があったのですけれども、この矢印はずれていますよね。今回、計画設計者の方に、この会議の前に2回、お忙しい中、お時間を取っていただいて、貴重なご意見をいただいたのですけれども、計画設計者の方は、細かいところの寸法について、非常に気配りしないといけないといったところでして、この寸法はどこからどの寸法なのかといったところをきちんと明らかにしてもらいたい、なるべく分かりやすくしてもらいたいというご意見をたくさんいただきました。

ですから、これはまだ途中ですから最終的なものではないと思うのですけれども、この矢印を打つときは、できればきちんとチェックをしていただきたいというのが2点目でございます。

次に、3点目は、今回の説明ではないのですけれども、寸法に関わる話でふと気づいた

のですが、98ページの真ん中に利用円滑化経路上の傾斜路とございまして、その図の横に「幅140cm以上」と、その下には、「段を併設する場合は、幅90cm以上」とございます。この寸法を横の図で見ますと、手すりの内々での寸法という形になっているのですが、この場合の幅員というのは、通路の幅員ではなくて、手すりの内々の寸法という理解でよろしいのですか。

細かい話ですけれども、計画設計者は、こういうところがめちゃくちゃ気になるのです。通路の寸法と手すりの内々で数センチメートル違ってきますので、計画設計者の方がこういう通路を設置するときはかなりご苦労されているとよくお伺いしますので、その確認はしておいていただけたらなと思います。

それと、全体の構成の話ですけれども、これも最終的に定まっていないので、まだ何とも言えない部分があると思うのですが、表がページをまたがる場合がありますよね。例えば、94ページから95ページというのは表がまたがっていますよね。これも細かい話ですけれども、またがるときに、95ページの上のところに、表の一番上の行として入っているオレンジ色の帯の整備項目、整備基準、解説、望ましい整備という行が入っていないですよね。項目が途中で、前のページと次のページに行くときに、つながっているときがあるのです。これは、僕も学生にもよく注意するのですけれども、構成上、どうしても表をまたがないといけないうきに、こっちからこっちに移ったときに非常に分かりにくいので、前のページの下が空欄になっても構わないから、なるべくページを送って、項目として、1段として分かりやすいようにといった形にするようお願いします。

ページ数が増えてしまいますので、予算的な話があって、事務局としての検討は必要になるのかもしれないのですけれども、なるべく、表の見やすさについてもご配慮いただけたらなというふうに思います。

○守谷委員 96ページの解説に、手すりの寸法、幅について書いてありますよね。

○石橋部会長 幅は手すりの内りの寸法ですね、だから、この表記は正しいという形になるわけですね。

○東副部会長 文章で書いてあって図に書いていない、もしくは、それとは反対の場合も結構あるのですよね。ですから、くどいぐらいに、そこに添え書きをしてもらえると分かりやすいかなと思うのです。

後で、その手すりの寸法の話を見せていただきたいのですが、図面を描く人間としては、どこからどこまでだというのははっきりしないと、すごく気持ち悪いのです。それを、実際に工事で取り付ける人に伝えなければいけないときに、図面でこうだと言わなければいけないではないですか。それで、取り付ける高さが変わってくるのですよね。だから、そういうところを書くと、すごく親切なマニュアルになるかなと思います。

○石橋部会長 ということで、先ほど私もサインのところでお話をしましたけれども、図のところで、解説文として加えていただきたいといったところが新たなお願いになろうかと思えます。

何かございますでしょうか。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） こういったところの図表の見せ方、それから、文章にあって図にないものについて、最終的な8月の全体会議でご了承いただきましたら、実際に、デザイン業務、それから、印刷業務に入っていく形になりますので、その中でデザインなど、表現も含めまして、見やすい形を新たに検討してまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○石橋部会長 ほかにご意見はいかがですか。

（「なし」と発言する者あり）

○石橋部会長 そうしたら、続いて、ご説明をお願いできますでしょうか。

○日本データサービス（山下） 資料の説明を続けさせていただきたいと思います。

先ほどの便所の説明で、113ページの説明が漏れていたと思いますが、便所の最後のページについては、真ん中辺の乳児用ベッドの例のイラストと、その下のユニバーサルシートの兼用は不可であるといった趣旨のイラストを追加させていただいております。

それで、次の駐車場に入りたいと思います。

115ページをご覧ください。

今回、車椅子利用者用駐車施設ということで、従前の資料よりも国の建築設計標準などを参考にして図を新しいものに差し替えて、必要な情報ももう少し補足するような形で入れさせていただいております。

続きまして、117ページをご覧ください。

エスカレーターになりますが、このエスカレーターの表の中、乗降口での手すりの設置の解説ですが、黄色マーカーで固定手すりの取付けに関する注意点について追加させていただいております。

それから、118ページをご覧ください。

エスカレーターの整備例の図については、上段の図、中段の図ともに、新しいものに差し替えました。

また、下段に、エスカレーターの案内表示とございますが、このピクトグラムの図についても、解説として追加をさせていただいております。

続きまして、119ページをご覧ください。

洗面所になります。

この洗面所の表の中の洗面器の高さの望ましい整備についてですけれども、鏡の取付け位置についての記述を修正させていただいております。

120ページをご覧ください。

ここについては、上段に洗面所の整備例の図面が二つあります。手すりを設置した洗面器の例と、車椅子利用者が利用しやすい洗面化粧台の例の二つとも図を差し替えております。左のほうは、手すりありのものという趣旨で図を差し替えさせていただいております。

続きまして、121ページをご覧ください。

浴室、シャワー室についてです。

この表の中の手すりの設置の解説で、資料3の19番の設計者からのご指摘を反映しまして、必要に応じてとはどういうことなのかというところの具体的な例について、記述を追加させていただいております。

また、この表の下の椅子等の設置の解説でも、椅子をどういう目的で設置するのかの解説を補足で入れさせていただいております。

続きまして、122ページをご覧ください。

前のページから続いている表の脱衣ベンチの設置の望ましい整備ですが、ベンチ高さの記述を追記しました。

また、資料3の17番、18番でございますが、設計者からのご指摘を受けまして、このページの中段より下にある浴室等の整備の図を貸切り浴室の図であるというような形で追加させていただいております。

それから、123ページをご覧ください。

上段の図で、車椅子利用者用シャワー室の整備例の図を追加しました。これも、こういうシャワー室ということの一つとして追加させていただいております。

それから、この中段にある図も、従前ですと、共同浴室の図として載せていたのですが、今回、それに当たるものより新しい図ということで、公衆浴場、宿泊機能を有する建築物でのシャワー室、更衣室の例という図に差し替えさせていただいております。

続きまして、125ページをご覧ください。

表の中の聴覚障がい者及び視覚障がい者への配慮の解説のところ、室名表示について、これは国の建築設計標準等も参考にして、こういう内容を追加させていただいております。

また、この辺りに関連しまして、望ましい整備でも、この黄色マーカーにあります視覚障がい者への配慮としての部屋番号を浮き出たものとするですとか、聴覚障がい者への配慮としてドアロックセンサーを設ける、屋内信号装置を設けるといった配慮事項について追記をさせていただいております。

それから、126ページをご覧ください。

上段の車椅子利用者用客室の整備についても、従前のものから国の建築設計標準に基づく新しいものに差し替えさせていただいております。

また、中段にコンセント、スイッチ類の図がありますが、従前では、クローゼットのハンガーの絵があったのですが、それよりもこちらのほうを重視して、スイッチ類の図に差し替えさせていただいております。

また、下段に、室名表示の例ということで、先ほどの表の中の解説で室名表示について解説を加えたことに対応しまして、これの整備例の図と写真を追加させていただいております。

続きまして、127ページをご覧ください。

洗面器等の例、それから、車椅子利用者用浴室の例ということで、これは客室の中での

話ということで、改めてこの図を追加させていただいております。

続きまして、128ページをご覧ください。

これの表中の(2)(3)(4)の望ましい整備のところですが、12月の前回の部会資料から見てマーカーをつけ損ねていたのですが、車椅子使用者用席の構造ということで、リクライニング式の子椅子に対応するため140センチメートル以上といった内容を追記させていただいております。

続きまして、129ページをご覧ください。

これについては、国の建築設計標準等に基づく、新しい図に差し替えさせていただいております。

それから、130ページの補聴設備の聴覚障がい者用磁気ループの例についても、より新しい国の建築設計標準の内容を参考にして、新しい図や写真に差し替えさせていただいております。

続きまして、132ページをご覧ください。

これは、緊急避難設備に関する部分ですが、表の中の文言は内容的な大きな変更は特にありませんが、132ページの上のほうに、緊急避難設備の整備ということで、ここに掲載している点滅式誘導音付加誘導灯の例と点滅型誘導灯の例の図を差し替えさせていただいております。

続きまして、135ページをご覧ください。

カウンター及び記載台についてですが、表の中のカウンター等の構造の解説及び望ましい整備のところ、黄色マーカーで示しておりますが、ハイカウンター、ローカウンター、それぞれの書き分けについて、説明の追記をしました。

また、前回の部会でカウンターの下端の寸法について、解説の数値と図の中の数値で食い違っているとご指摘を受けましたが、今回、国の建築設計標準を参考にしまして、この寸法のところは「下端高さは65～70cm程度」という形で統一させていただいております。

それから、136ページをご覧ください。

上のカウンター及び記載台の基本寸法の図の差し替えと、寸法のところをマークしておりますが、この部分を修正、調整した形で入れさせていただいております。

それから、下では、設計例ということで、具体的な写真を追加させていただいております。

続きまして、137ページをご覧ください。

これは、案内表示になりますが、先ほども少し説明の中で出しましたように、この表の中の障がい者、高齢者等への配慮の望ましい整備のところ、案内板の設置方法について追記をしました。このマーカーの「各フロアに設ける」や「掲出高さは」というところを追記させていただいております。

また、視覚障がい者への配慮の解説で、触知図という施設・設備についての解説を追記

させていただきます。

続きまして、138ページをご覧ください。

上の案内用図記号は、これも国の建築設計標準、より新しいものを参考にする形で以前のものから差し替えをさせていただきます。

続きまして、139ページをご覧ください。

改札口及びレジ通路の望ましい整備について、これは資料3の20番に当たりますが、設計者から売り場の幅以外にも通路の棚の高さ等への配慮についてご指摘があり、これに対応する形で追記をさせていただきます。

それから、140ページをご覧ください。

この中段より下側のカウンターの図ですとか、スーパーマーケットの通路、レジカウンターの写真あたりを追加させていただきます。

続きまして、142ページをご覧ください。

この中では、中段にある発券機の例について、写真の情報を追加させていただきます。

それから、143ページをご覧ください。

ここでも、ATMの例ということで、その写真を追加させていただきます。

次に、144ページをご覧ください。

これについては、表の中の変更はございませんが、下の図で授乳及びおむつ替え場所の整備の表示例についても、新しい情報のものに差し替え、追加させていただきます。

それから、145ページをご覧ください。

授乳及びおむつ替え場所の整備の整備例ということで、これも国の建築設計標準を参考にしまして、この情報を丸々追加させていただきます。

続きまして、148ページをご覧ください。

視覚障害者誘導用ブロックの解説の文言ですが、マーカーで示している「使用しているうちに輝度比や色が劣化するため、保守・点検が重要である」や敷設幅についての解説を追加しております。

それ以降については、道路など、建築物以外のものですが、これについては変更は入っておりませんので、説明についてはここまでとなります。

○石橋部会長 そうしたら、後半部分のご説明をいただきましたけれども、この部分について、ご質問、ご意見がございましたらお受けしたいと思います。

いかがでしょうか。

○守谷委員 宿泊施設、コンサートなどのホール施設の説明をいただきましたけれども、盲導犬を筆頭に聴導犬、介助犬といった補助犬の対応に関する表記というか、受入れ体制に対しての注意書きは今後どうなるのでしょうか。

○石橋部会長 介助犬、盲導犬の対応について、事務局、よろしくお願いします。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 現状、福祉のまちづくり条例整備基準に関しまし

ては、補助犬の記載がございません。

補助犬を望ましい整備と言っているのかというところはございますけれども、補助犬を活用されている方に配慮するというところでは、例えば、先ほど石橋部会長からもご指摘ございましたとおり、1ページの札幌市福祉のまちづくり条例のあらましというところで、条例の趣旨、概要、それから、ページを進めまして、6ページ、7ページあたりに、心のバリアフリーについての考え方などをご紹介しますので、内部でも検討させていただきまして、こういった全体のあらましの部分で、心のバリアフリーの一環として、補助犬を活用されている方への配慮もご紹介させていただきたいと考えております。

○石橋部会長 守谷委員、いかがでしょうか。

○守谷委員 具体的には難しいと思っておりますけれども、質問させていただきました。

○石橋部会長 ただ、今の事務局のご回答ですけれども、これは心のバリアフリーの話ではないという気はしているのです。たしか、あれは法律で制定されていませんか。

○守谷委員 身体障害者補助犬法というのが改正されたはずですよ。

○石橋部会長 そうですよ。ですから、心のバリアフリーではなくて、これはきちんと法整備された内容です。

ただ、これは建築的にどうしたらいいのかという話はなかなか難しいとは思っています。例えば、補助犬のためのスペースが必要だとか、何かそんな話は僕はまだ聞いたことがないのです。そういうふうな法制度がきちんと整備されていて、皆さん、当事者の方もよく使われて、いろいろところで補助犬や盲導犬を連れておられるといったところについても、どこかに紹介していただくという形がよろしいのではないかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 今、さらに確認を進めましたところ、12ページの視覚障がい者の動作寸法のところに盲導犬同伴者の寸法の表現がございましたので、こちらを補足するようなイメージで、補助犬を同伴されている方への配慮を記載してまいりたいと考えています。

○石橋部会長 ほかにございませんか。

○橋本委員 今の件だったのですけれども、やはり心のバリアフリーのところでは違和感があるということと、今、見たら、身体障害者補助犬法というものもありますので、別項目でいいかなと思いますので、12ページに記載があるということだったのですけれども、この辺りも少し丁寧な説明が必要かなと思いました。

以上です。

○石橋部会長 そうしたら、今の橋本委員のご意見も踏まえて、加筆、整理をよろしくお願いいたします。

ほかに、ご意見はございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○石橋部会長 そうしましたら、先ほど前半でもご説明がありましたけれども、これはま

だ時間がかかるとお思いますので、引き続き、委員の皆様方には中身を精査していただき、随時、お気づきの点やご意見は事務局にお送りいただくということにしたいとお思います。

この後、その後のスケジュールについてもご提案があるとお思いますので、一旦、ここは終わらせていただきたいとお思います。

浅香委員、最後に何か言っておきたいことはございせんか。

○浅香委員 本当に細かいことですが、参考までに申し上げます。

106 ページの一番上の黄色いところの床面積合計 2,000 平米以上を見ますと、ここだけ、「電動式車いす使用者が円滑に」と書いているのですけれども、どうしてここだけ「電動式」が入ったのか、もし意図があれば教えていただきたいとお思います。

○石橋部会長 日本データサービス、事務局、いかがでしょうか。

○日本データサービス（山下） 今、ご指摘のとおり、ここだけで周りにないということで、再度、周辺の確認させていただいて、ほかに導入すべきところはきちんと確認して適切に入れられるようにしたいとお思います。

○石橋部会長 そうしたら、確認していただき、もしほかに該当するものがあれば、補記、追記していただくという形にさせていただきたいとお思います。

ここは、これで終えさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○石橋部会長 ありがとうございます。

司会の不手際で時間も超過しつつございせんので、議題2については、一旦、こちらで終えさせていただいて、三つ目の議題のその他と、先ほど申し上げましたけれども、今後のスケジュール等についてのご説明を事務局からよろしく願いいたします。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） それでは、事務局より、その他について、今後の進め方などにつきましてご説明いたします。

それでは、参考資料1、札幌市福祉のまちづくり条例の整備基準の見直しについてをご用意ください。

既に、前回会議でご了承いただきましたとおり、当初予定しておりました第4回部会と第5回部会を統合いたしまして、本日、第4回部会を開催させていただきました。

日本データサービス株式会社様に委託して実施しておりました施設整備マニュアル改訂業務につきましては、3月に業務を終了しておりまして、本日の議題2で提示させていただきましたとおり、ほぼ外形が見えてきたところでございます。

今期の福祉のまちづくり推進会議は、本部会である施設整備マニュアル改訂に係る検討部会と、バリアフリーチェックを実施する公共的施設のバリアフリー部会の2部構成となっておりますが、開催回数について、本部会に偏りが大きく、本部会委員の皆様のご負担が大きくなっていることに鑑みまして、当初予定しておりました7月に開催予定であった部会につきましては書面開催とさせていただきます、本日いただきました意見を基に修正したものを配付させていただく形に振り替えさせていただきます、効率的な会議運営とさせていただきます。

きたいと考えております。

修正箇所について問題ないようでしたら、一旦の素案として8月に実施予定の福祉のまちづくり推進会議全体会議にお諮りして、了承を得られましたら最終決定とさせていただきますと考えております。

なお、その他文言修正や、先ほどもご意見のございました、デザイン、レイアウトなどの微修正につきましては、事務局にご一任いただけましたら幸いです。

最後に、パブリックコメントの実施についてでございますが、当初、福祉のまちづくり推進会議の了承を得た上で9月頃に実施し、12月の公布、そして、その後6か月程度の周知期間を経た上で、令和6年7月頃の施行を予定しておりました。

パブリックコメントの手続の要綱上、基本的に条例改正につきましては必須であるのに対して、今回の規則改正につきましては、義務を付加し権利を制限するものなどについて、限定的に適用されるものとなっております。

改めて、法制課などと内部協議をいたしました結果、今回の規則改正に当たりましては、本規則の整備基準が努力義務であること、そして、主な改正内容が500平米未満の建築物の基準要件の緩和であること、特に、実務上主要な対象者となる建築設計者から既にヒアリングをいただいていることなどから、これをパブリックコメントに振り替えることとし、速やかな制定を進めさせていただきたいと考えております。

なお、今回、改訂箇所が多岐にわたっておりまして、事前にご覧いただく時間も多く取れませんでしたことから、本日の会議後でもお気づきの点等がございましたら、メール、ファクス、お電話などにて6月2日金曜日までに事務局宛てにご連絡をいただけましたら、修正を反映させていただきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

以上で、説明を終わります。

○石橋部会長 ただいまの事務局のご説明について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○石橋部会長 主に、今後の進め方、スケジュールについてのご提案だったと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石橋部会長 そうしましたら、この案件につきましては、委員の皆様方には大変お手数とかご苦勞をおかけすることになるかと思っておりますけれども、いま一度見ていただいて、お気づきの点がございましたら、6月2日までに事務局にお寄せいただけたらと思います。

ありがとうございました。

それでは、予定していた議題はこれで全て終了となりました。

最後に、全体を通しまして、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

○東副部会長 会場の方にお配りした図面があるのですがけれども、これは、私が寸法の表記はどういうふうにするのかというのを描いてみたものです。

この図面は、全部、手すりの芯を基準に描いた図面です。それが、例えば、国の整備基準やら東京2020などをいろいろ見比べると、どこを指しているのか、すごく曖昧な図がすごく多かったのです。同じ図面でも、手すりの芯で寸法が書いてあるものもあれば、手すりの上端で書いてある寸法もあります。

手すりの直径は、大体3センチ5ミリメートルぐらいですから、芯でやろうが上端でやろうが1センチ7ミリメートルぐらいの差ですけれども、それを実際につけると、例えば、両側に手すりをつけたときに、片方は上端で測って片方は芯で測ると、1センチ7ミリメートルであろうと、すごく違和感があるわけです。ですから、やはり、このマニュアルの中ではそこを統一したいのです。

国の基準で手すりという項目があります。もしお手元にある方は見ていただきたいのですが、この赤い本の2-238と2-239に手すりの項目がありまして、そこに手すりの水平の上端というふうに間違いなく書いてあるのです。ですから、水平手すりは手すりの上で測る、垂直の場合は手すりの芯で測るというふうにどこかに明確に書いて、私が描いたような図面で、ここの水平は上端だよと形で描くと混乱しないかなと思うのです。

実際に設計する人間は、そこはすごくこだわるところですから、例えば、今回の図でいくと、108ページの車椅子用のトイレで両側の手すりの寸法が書いてあるのですが、上から二つ目の図面に黄色っぽい線で矢印が書いてありますよね。そして、両側の手すりの寸法が書いてあるのですが、これもすごく中途半端な矢印の位置なのです。これなら、意味が分からないのです。

さらに、そのすぐ横にチェックマークみたいなものが見えますよね。よく見ると分かるのですが、本来、そこに描いてあるのが手すりの芯の位置です。手すりの芯のところに矢印の先っぽがあるのが分かりますか。でも、これでは、見づらくて分からないでしょう。そういうのを、きちんと芯だよというふうに図面に書き込むと意味が分かるのです。

だから、そういう表記をもう少し工夫していただくと、すごく親切なマニュアルになるかなと思いますので、そのお願いです。

ついでにですが、同じページの右上は、設計者からの意見聴取対応表の14番に130センチメートル角以上というのがどこかよく分からないという質問があって、それを修正して黄色で書いてあるのですが、これも、結局、この絵だとどこという感じになるわけです。例えば、便器の先端から壁のところまで130センチメートルだよというふうになるのに、この寸法の200センチメートル以上というところの下に括弧書きしてあっても、これでは分からないのですよね。

だから、ほんのちょっとしたことなのだけれども、そこをもう少し丁寧に書くといいかなと思いました。

それと、ここに、手すりの展開図、横から見た絵が載っていないので、それを載せていただきたいなと思います。私が描いた絵の下のほうの絵です。残念ながら、L型手すりの

高さや、便器の先端からどのくらいあるよという図がこのマニュアルにないので、それをぜひ追加していただきたいと思います。

国の建築設計標準の2-138ページに、L型手すりの高さという表記がありますので、その図面をここに足していただきたいと思います。

以上です。

○石橋部会長 追いついておられない委員もいらっちゃって、正直、僕も追いついていないのですけれども、今、東副部会長から、かなり詳細にご検討やご提案をいただきました。

まず、前半については、第1章など細かい寸法の文言の定義だと思いますので、まず、文言の定義をきちんとしてくださいねといった点が1点と、その定義をするときに、パテントや著作権の話がなく、無償でご提供いただけるのであれば、こういう図を使わせていただいて、きちんとして説明していただくという形にさせてもらいたいということだと思いますけれども、よろしいですか。

○東副部会長 はい。

○石橋部会長 せっかくなさっていただきましたし、非常にいい提案だと思います。

あとは、正誤表については、先ほど申し上げましたとおり、事務局と東副部会長で、先ほどの中身の確認をしていただけたらなと思います。

お忙しい中で、こういうことをやっていただけて、非常にかゆいところに手の届く内容かなと思いました。

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○石橋部会長 司会の不手際で時間を超過してしまいまして、申し訳ございません。

以上をもちまして、本日の議事は終了とさせていただきます。

皆様、長時間にわたりまして、ありがとうございました。

最後に、事務局に進行をお返ししたいと思います。

3. 閉 会

○事務局（児玉企画調整担当課長） 石橋部会長、円滑なご進行をいただき、誠にありがとうございました。

委員の皆様からも、たくさんのご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。

これにて、第4回施設整備マニュアル改訂に係る検討部会を閉会させていただきます。

皆様、お疲れさまでございました。

どうもありがとうございました。

以 上